**平成29年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業　募集要項**

１　目　的

親や地域の大人一人ひとりが自分自身を省みて良いことは自ら実践し、子どもたちの手本になるよう心がける「親が変われば、子どもも変わる」運動を普及啓発し認知度を高めるための事業に取り組む団体を公募し、補助金交付等の支援を行います。

２　対象事業と活動内容

(1) 「親が変われば、子どもも変わる」運動の趣旨に沿った内容であり、本運動の普及啓発につながる事業を対象とします。

|  |
| --- |
| ＜「親が変われば、子どもも変わる」運動とは＞明日の茨城を担う青少年が、豊かな心、社会性、国際性を身につけ、心身ともにたくましい人間として育つためには、大人や親が自分たちの役割と責任を自覚し、日々の生活の中で、子どもへの関わり方を見つめ直し、より適正なあり方を目指し、様々な工夫と努力をしていくことが大切です。そこで、大人とりわけ親自身が姿勢を正して規範意識の向上や家庭での教育力を高めるため、身近なところから、できることから始めることが必要です。そのため、親や地域の大人と子どもがふれあいながら、思いやりのある楽しい健全な家庭づくりを地域ぐるみで進め、大人一人ひとりが子どもの手本となるよう心がけていこうとする運動です。また、スマートフォンの普及に伴い、テレビを見ながら、食事をしながら、歩きながらなど、様々な場面において何かしながらスマートフォンを操作する「ながらスマホ」が増えています。「ながらスマホ」は、周囲への迷惑だけでなく、大きな事故を引き起こしてしまうこともあります。スマートフォンの利用マナーについては大人や親が身をもって模範を示すことが大切です。「ながらスマホ」をゼロにしていく運動を、「親が変われば、子どもも変わる」運動の中であわせて推進します。 |

　　＜事業例＞

1. 親を対象とした「親子教室」「親学セミナー」「子育て講座」
2. 親子で家庭や地域のあり方を話し合う「親子ふれあいミーティング」
3. 市町村「親が変われば、子どもも変わる」運動 推進大会（実践事例発表、講演、交流会など）、青少年育成研修会（本運動の普及啓発活動を含む）
4. スマートフォン等のマナー講習会

なお、例示に限らず、地域の特色や団体の特性を生かした活動を募集します。

(2) 市町村単位、小・中学校区単位などを対象地域とします。

(3) 従来行っている事業であっても、新たに本運動を普及啓発し、認知度を高める内容を含めた事業となっていれば対象とします。

(4) 実施に当たっては、青少年・若者を企画・運営に参画させる(活動に取り組む)よう努めることが望ましいものとします。

(5) 本運動の普及啓発を行うため、事業当日の会場に本運動の「のぼり旗」の設置、参加者へのリーフレット配布などをお願いします。なお、のぼり旗やリーフレット等は当協会で用意いたします。

３　実施主体

(1) 青少年育成市町村民会議、保育所、幼稚園、子育て支援グループ、NPO法人、青少年育成に関わっている団体及び地域グループ・サークル等とします。

なお、効果的な事業展開や本運動を多くの方々に広めるという観点から、複数の団体・グループが連携、協働して実施することが望ましいものとします。

(2) 営利活動を目的とする団体及び政治団体や宗教団体は、対象から除きます。

４　実施時期

補助金交付決定の日から平成30年２月28日までに実施する事業とします。

５　補助金

(1) １団体・グループに対する補助金は10万円を限度とします。

(2) 補助金は活動を行うのに必要な経費としますが、次の経費は対象から除きます。

① 団体・グループの運営に係る経費(人件費、光熱水費、電話代等)

② 審査会において、適当と認められない経費

６　推進事業の指定

 応募のあった事業内容を審査会において審査のうえ、５団体を選定し、推進事業として指定します（以下「指定団体」という）。また、補助金額の決定も行います。

なお、審査会において、応募団体の方に審査会への出席と事業説明を求める場合があります。

７　推進会議の開催

 (公社)茨城県青少年育成協会は、事業を円滑に推進するために、指定団体を対象に推進会議を開催します。開催は７月上旬を予定しております。

８　アドバイザーの設置

事業を効果的かつ円滑に進めるため、各指定団体に(公社)茨城県青少年育成協会の役員１名～２名程度がアドバイザーとして担当します。指定団体決定後は、このアドバイザーと一緒に事業を進めていただきます。

９　事業実施後の報告等

事業実施後、別に定める様式により活動内容を報告していただきます。

また、活動内容については「青少年健全育成茨城県推進大会」（平成30年２月７日開催予定）等で発表していただくことがあります。

１０　応募方法・期限

(1) 応募に当たっては、別紙「事業計画書（様式１）」及び「収支予算書（様式２）」を郵送、ＦＡＸ、Ｅメールにて提出願います。

　　なお、 様式１、様式２は、必要に応じて変更してご使用ください。様式は、当協会ホームページからダウンロードできます。（http://www.ibaraki-ikusei.jp）

(2) 応募期限は平成29年６月30日（金）までとします。

１１　その他

　　　平成29年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業は、 イオンリテール（株）からの「大好きいばらきＷＡＯＮ」カード寄附金を活用して実施するものです。

１２　応募・問合せ先

公益社団法人茨城県青少年育成協会

〒310－0034　水戸市緑町１-１-18　茨城県立青少年会館 ３階

＜TEL＞ 029‐227‐2747　　＜FAX＞ 029‐228‐6200

＜Eメール＞ sha＠ibaraki-ikusei.jp

＜ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ＞ http://www.ibaraki-ikusei.jp/

(様式１)

**平成29年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業計画書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 応募団体・グループ | 団体・グループ名 |  | 会員数　　　　　　　　　　人 |
| 所 在 地 | 〒 |
| フ リ ガ ナ代表者職氏名 |  |
| フ リ ガ ナ担当者職氏名ご連絡先 |  |
| ＴＥＬ | ＦＡＸ |
| E-Mail |
| 事　業　内　容　等 | 事 業 名 |  | 事業の区分 | □　新規事業□　従来事業の拡充強化 |
| 目　　的 |  |
| 対　　象 | 対象地域（実施地域） | 対象者 | 参加予定人数人 |
| 連 携 の相 手 方 |  |
| 活動の内容 | 青少年・若者を企画・運営に参画させる(活動に取り組む)内容 |
| 「親が変われば、子どもも変わる」運動の認知度を高めるための取り組みや方法（具体的な啓発活動を記載して下さい） |
| 活動内容等拡充・強化する部分 |
| 活動のスケジュール |  |

（注）１ 様式は適宜変更して記載しても結構です。また、活動内容を別紙としても結構です。

２ 団体の活動実績や参考資料があれば添付して下さい。

(様式２)

**平成29年度「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業収支予算書**

収入の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　 　分 | 金　　　額　　　　　 | 摘　　　　　　　　　要 |
| 補助金 |  | (公社)茨城県青少年育成協会補助金 |
| 自己資金 |  |  |
| その他の収入（参加者負担金等） |  |  |
| 合　　計 |  |  |

支出の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　容　（カッコ内は例示。具体的な事項を記載して下さい） | 支出額（うち補助金充当額） |
| 1. 謝金（講師、ボランティア等への謝金）
 | 円（　　　　　円） |
| 1. 旅費（講師、ボランティア等への旅費）
 | 円（　　　　　円） |
| 1. その他の事業費
 |  |
| 消耗品費（事務用品、材料費等） | 円（　　　　　円） |
| 印刷製本費（コピー代、チラシ印刷代等） | 円（　　　　　円） |
| 通信運搬費（切手代、宅配便 等） | 円（　　　　　円） |
| 手数料（振込手数料 等） | 円（　　　　　円） |
| 広告料（新聞広告掲載費 等） | 円（　　　　　円） |
| 保険料（イベント保険代 等） | 円（　　　　　円） |
| 使用料及び賃借料（会場費、機材リース代 等） | 円（　　　　　円） |
| 合　　 　　　計 |  |

（注）１　｢収入の内訳｣で、その他の収入がある場合はその内訳を「摘要」欄に記載して下さい。

２　｢支出の内訳｣の｢支出額｣欄には、補助金を充当する金額を（　）内書きで記載して下さい。

３　支出の内訳で、他の費目があれば適宜追加して下さい。